

第VI章 調査の成果と問題点

第1節 土地利用の変遷について

西田遺跡・村中遺跡では最大6面の調査面が確認されており、縄文時代から近現代にかけての遺構・遺物が検出されている。土地利用も面ごとによって変わっているため、ここでは時代ごとの土地利用の変遷を追ってみたい。

(1) 弥生時代以前

当遺跡においては、旧石器時代の遺構・遺物は検出されていない。縄文時代の遺構も検出されていないが、遺物は少量ながら出土している。特に集中しているのは、村中遺跡の北東部で、As-C混土中やAs-C下黒色土中から、中期加曽利E式期の土器が出土しており、形態が復元できる加曽利E4式期の深鉢が出土している地点もある。土器は生活用具であり、土器の出土は人の居住の痕跡である可能性が最も高いと考えられるが、遺構は検出されておらず、遺物出土量も少なく後世の削平により遺構が消失したとも考えにくいので、遺物集中地点の近辺の調査区外に縄文時代中期の居住域があったと推定できる。

後期以降の出土遺物はほとんどなく、西田遺跡・村中遺跡の近辺は、縄文時代中期に短期間人が居住しただけで、他の時期には人が居住していなかったと考えられる。

弥生時代の遺構遺物もほとんど検出されていないため、弥生時代にも居住活動はほとんどなされなかったといえよう。

(2) 古墳時代前期

古墳時代前期は、As-C下黒色土下面から、溝が多数検出されている。最大幅が1m弱の小規模なものが多く、走向は北西から南東に向かうものが多いが、ばらつきが大きく規則性が無い。出土遺物はほとんど無いため、詳細な時期は不明である。As-C下黒色土の下と考えられるため、As-C降下よりもかなり前になる可能性もあるが、溝の埋土とAs-C下黒色土は類似しており、黒色土より新しいとも考えられるため、As-C降下よりあまりさかのぼらない可能性が高い。性格も不明であり、水田の水路とも考えられるが、周囲に水田の痕跡は確認できないため、その可能性は低いと考えられる。西田遺跡南部や村中遺跡から風倒木痕が集中して検出されており、自然のものか人為的に植林されたものであるかは不明であるが、比較的高い木が集中して立っていたことが想定される。

As-C降下後の時期では、溝・土坑・井戸・ピット・水田等の遺構が検出されている。水田は、As-C混土を耕作土とするもので、西田遺跡の南部(E区北中部)や村中遺跡西部(C区)から水田の畦畔(正確には畦畔の痕跡)が検出されている。他の区でもAs-C混土が比較的広範に検出されているため、畦畔は確認できなかったが、水田があった可能性は高い。溝は十数条確認されているが、村中遺跡9・37・76号溝や西田遺跡247号溝等は水田とほぼ同様の走向で、水田に近接して存在し、水田を区画するように走っているため、As-C混土下の溝は主に水路や水田区画の溝であった可能性が高い。ただし、西田遺跡南端部の267・283号溝は、形態も他の溝と異なっており、生活用具である土器が多量に出土しているため、水田の用水路とは考えにくく、集落に関係している可能性が高い。このため近隣の調査区外のどこかに居住域があったと考えることができる。この付近には土坑・ピット等も集中しており、地形も低地ではなく微高地となっているため、

水田はなかったと考えられる。また、西田遺跡E区南部では、土坑・ピットが水田と重複して検出されているが、これらは水田耕作土除去後に確認されたため水田より古く、水田造成前に使用されたものである。さらに、古墳時代前期の遺物出土状況を見ると、西田遺跡北東部（B区北部からC区西部）、中部（E区北部）、南部（F区）から多く検出されている。前述のように土器の出土は居住の痕跡である可能性が高いため、遺物の集中する場所は、遺構が検出されていなくても近辺に居住域があったことを示しているといえよう。西田遺跡北東部や中部の遺物の多くはAs-C混土中から出土しているが、As-C混土は水田耕作により生成されたと考えられるため、この部分は水田耕作開始以前に居住域があったとすることができる。西田遺跡南部については、水田の痕跡はなく、微高地であったと考えられるため、居住域あるいはその隣接地であった可能性が高い。水田との前後関係は不明であるが、出土遺物に北東部・中部との明確な差は見られないため、北東部・中部とほぼ同時期であったと考えられる。

以上のことから、古墳時代前期As-C降下後の西田・村中遺跡は、当初西田遺跡北東部・中部・南部近辺に集落があり、その後Hr-FA降下までの間に水田開発が行われ、西田遺跡北部から中部、村中遺跡等で水田耕作が行われるようになったとすることができよう。

（3）古墳時代中期～平安時代後期

古墳時代中期と考えられる遺構は検出されていない。遺物もほとんど出土していないため、中期に居住活動が行われていた痕跡は無く、居住域はこの遺跡近辺には無かったと考えられる。しかしながら前代の古墳時代前期と後代の古墳時代後期にはいずれも水田耕作が行われているため、この時期も水田が作られていた可能性はある。

Hr-FA降下後からAs-B降下以前の時期の遺構が、同一確認面上（Hr-FA下相当面）で検出されるため、古墳時代後期～平安時代後期の遺構は面的に細分できない。しかしながら、出土遺物や溝の走向等から古墳時代後期、奈良～平安時代中期、平安時代中期以降の3時期に大別でき、土師器や須恵器の坏等の遺物は、形態によりさらに細分できる。ここでは時期ごとの状況を見ていきたい。

溝は、走向により大きく2つに分類できる。ほぼ南北方向あるいは東西方向に走るものと、北西から南東あるいは北東から南西に向かって走るものの2種類で、南北・東西方向のものは、119・121・124・194・201・254B・279号溝などで、北西から南東・北東から南西のものは、120・186・248・252・280号溝、253・282号溝、255B・260・268号溝などである。南北・東西方向のものは、いずれも後述するAs-B下水田の大畦畔とほぼ同位置にあり、この溝の区画がそのままAs-B下水田の区画に引き継がれているため、すべて同時期のもので、As-B下水田の時期をそれほどさかのぼらない時期の遺構と考えられる。北西から南東・北東から南西の溝も、溝により多少の差はあるが走向がほぼ同様であるため、比較的近い時期のものと考えられ、出土遺物から古墳時代後期の遺構と考えられる。竪穴住居は、出土遺物からいずれも9世紀後半代の遺構と考えられる。土坑・ピットは出土遺物が少なく詳細な時期が不明なものが多いが、出土遺物が多く時期の判明するものでは、古墳時代後期のものと平安時代中後期のものが存在している。

古墳時代後期

古墳時代後期の遺構は溝、土坑、ピット、水田等が検出されている。時期の判明する遺物が出土している遺構は少なく、出土遺物による遺構の時期区分はむずかしいため、遺構の分布状況は把握できないが、溝の検出状況や遺物出土状況などによりこの時期の土地利用を推定してみたい。

西田遺跡120・186・248・252・280号溝は、平面位置や規模から同一のものと考えられ、西田遺跡北西部か

下水田に伴う水路である可能性が高い。とすると、120・186・248・252・280号溝の周辺は、ほとんど水田であったことが想定される。同様に、118・253・255B・260・268号溝等の周辺も水田であったと考えられる。

さて、水田以外の部分の土地利用を考えるにあたっては、遺構の分布が不明であるため、遺構外の遺物出土状況を見ることにする。古墳時代後期の遺物とすることができるのは土師器坏B類であるため、第269図を見ると西田遺跡調査区東部（C区西部）から集中して出土しており、他に西田遺跡調査区南部からも出土している。土器の出土は居住の痕跡であるとする、出土量が比較的小さいため継続的な集落があったとは考えられないが、近辺に居住域があったことが想定される。西田遺跡調査区南部は、遺構外の遺物出土量は少ないが、260・268号溝等から多量にこの時期の遺物が出土しており、これ以南に集落が存在したことが容易に推定される。村中遺跡の遺構外からは土師器坏B類は出土しておらず、他の遺物も少量であるため、近辺に居住域はなく、水田が主であったと考えられる。

以上のことから、古墳時代後期は、西田遺跡東部と南端部に居住域があり、北西部から南部にかけての部分や村中遺跡に水田域が広がっていたと考えられる。

奈良～平安時代中期

奈良～平安時代中期の遺構は、竪穴住居9軒、掘立柱建物、土坑、ピット類である。

確実に奈良時代（8世紀）に比定できる遺構はない。また、8世紀代の遺物と考えられるのは土師器坏C類・D類であるが、いずれの出土量もその前代および後代よりも少なくなっている。よって、奈良時代はその前代および後代よりも居住活動は活発ではなかったと推定できるが、遺構外遺物出土状況は、他の時期と同様であるため、微高地上に居住域があり、低地部分の水田とする土地利用であったと考えられる。

竪穴住居は、西田遺跡調査区北東部（B区北東部からC区西部にかけて）と西田遺跡調査区南端部（F区南部）に存在している。後世の削平により残存状況は悪く、出土遺物も少ないが、遺物を見るといずれも9世紀後半代で個々の住居間で差は見られない。しかしながら5・6号住は重複し、2・3号住は近接しているため、同時期に存在した可能性はなく、数時期にわたって建て替えられていると考えられる。他の掘立柱建物、土坑、ピット等も大部分この2ヶ所に集中しており、居住域となっている。この部分は地形的には微高地となっていたと考えられ、他の時期でも遺構・遺物が集中しており、断続的に長期間居住域となっていたことが想定できる。また、調査区中部西側の調査区境界付近も、若干の微高地となっていたと考えられ、土坑・ピットがやや集中して検出されており、竪穴住居はないが、墓の可能性のある土坑が3基検出されており、墓地となっていた可能性もある。遺構外の遺物出土状況を見ると、この時期に相当するのは土師器坏C～E類と須恵器であるが、いずれも西田遺跡調査区北東部から東部にかけて（B区北部からC区西部）に集中しており、竪穴住居、土坑等の分布と一致している。しかしながら、西田遺跡南端部の微高地上からはほとんど出土していないが、これは水田耕作土と微高地で遺物残存率が異なることによるものと考えられる。また、布目瓦も比較的多く出土しているが、土師器・須恵器と同様の分布状況を示しており、カマドの構築材に使用されていることなどを考え合わせると、隣接する調査区外に瓦と関係する施設（寺院等）があり、その遺物が散乱したものは考えにくく、集落内に多量に持ち込まれ二次的に使用されたものである可能性が高い。西田遺跡北西部から南部にかけてと村中遺跡では、土坑・ピット等が少量検出されている以外遺構は検出されておらず、遺物もほとんど出土していないため、前時代から引き続いて水田であったと考えられる。

平安時代後期

前述のように、Hr-FA下相当面東西南北方向の溝は、後代のAs-B下水田の大畦畔と同位置にあるため、As-B下水田と同区画の水田に伴うもので、As-B下水田の時期をそれほどさかのぼらない時期のものと考え

えられる。また、As-B下水田が9世紀後半代の竪穴住居上に作られているため、この水田区画も竪穴住居より新しいものとする事ができる。よって東西南北方向の溝は平安時代後期と考えられる。溝以外にこの時期と推定される遺構はないが、As-B下水田と同区画の水田であるとするならば、他には遺構はほとんどなかったとすることができる。また、As-B下水田が条里地割にのった水田であるため、同区画であるこの時期の水田も条里地割にのっているとする事ができる。よって、平安時代後期のある時期に条里地割の水田がつくられ始めた事になる。さて、後述するAs-B下面の水路と考えられる11・12号溝の下層には、同様に水路と考えられさらに規模の大きい119・121号溝が存在するが、この2つの溝は新旧関係にあり119号溝埋没後に121号溝がつくられており、いずれも洪水起源と考えられる砂層で埋没している。このため最低でも2回は水田造成後に洪水で埋没しており、そのたびに復旧されていると考えられる。

(4) 平安時代末期

この時期は、天仁元年(1108年)降下の浅間B軽石(As-B)に覆われた水田が検出されている。西田遺跡南端部(F区南西部)は、ローム層が露出し、水田耕作土も検出されず、平安時代中期の遺構が多数検出される微高地であると推定できるため、As-B下水田はなかったと考えられる。西田遺跡北西部11・12号溝の西側では、畦畔が確認されていないが、西側に位置する村中遺跡東部で畦畔が確認されていることや、水田耕作土が確認されていることなどから、As-B下水田は存在したと考えられるため、西田遺跡南端部を除いたほぼ全面が水田であったと想定される。詳細は第2節で述べるが、大畦畔と考えられる東西南北方向に直線的に走る畦畔が南北方向に4条、東西方向に3条検出されている。大畦畔間の距離はいずれも約110mとなっており、1町四方の方形になっている。西田遺跡調査区西部を南北に走る11・12号溝は、大畦畔の位置にあり規模は大きく用水路となっていたと考えられる。大畦畔の中はさらに小規模な畦畔で区画されている。東西に長い長方形の区画になるものが多いが、南北の小畦畔は比較的直線的に走っているのに対し、東西のものは畦畔が蛇行するものや斜めに走るものも多く、大畦畔ほど整った区画とはなっていない。

(5) 中世

中世は溝・土坑・ピット等が多数検出されている。面としてはAs-B混土の上面および下面が相当するが、いずれの面においても遺構確認が難しく、すべてAs-B下面で確認しているため、面的に細分することができなかった。同時期の出土遺物も非常に少なく遺物による細分もできないため、本来細分すべき時期ではあるが、すべて一時期として扱う。水田の畦畔は検出されていないが、As-B混土がほぼ全面から検出され、112・134号溝、228・223号溝などAs-B下水田の大畦畔とほぼ同位置になるものもあるため、As-B降下後すぐに復旧され、継続して水田耕作が行われていたと考えられる。溝はほぼ東西南北を向くものが多く水田にともなう水路等であったと推定される。しかしながら、掘立柱建物・土坑・ピット等も検出されているため、時期による変遷は当然考えられるが、As-B下面のようにほぼ全面が水田であったとは考えられない。掘立柱建物は、村中遺跡中央部(C区西部)で2棟検出されているが、この部分は南北を溝が走っており、直角に曲がる溝もあるため、屋敷地になっていた可能性が高い。西田遺跡中央やや南より(E区中央部)からも小規模ながら2棟検出されているが、村中遺跡ほど明確な屋敷地の痕跡はない。いずれも調査区境界付近に位置し、調査区外に広がる可能性があるため詳細は不明である。

土坑・ピットはほぼ全面から検出されているが、特に西田遺跡南部(E区南部)では、土坑・ピットともに集中して検出されている。しかしながら、土坑・ピットの性格は不明なものがほとんどであるため、土地

利用の状況は不明であり、水田とは共存していなかったことが指摘できる程度である。

中世と考えられる遺物は非常に少なく、若干の陶磁器・土師質土器・石製品・銅銭等が出土しているだけである。このため、掘立柱建物・土坑・ピット等が検出されているとは言え、屋敷地や墓地になっていたとしても調査区のごく一部かあるいは非常に短期間で、遺物が少ないため近隣に集落等があった可能性も低く、ほとんどが水田であったと考えられる。

以上のように、西田・村中遺跡の中世は、前代のAs-B下水田から引き続き水田耕作が行われていたが、一部は居住域等に利用されるようになった時期といえよう。

(6) 近世以降

近世以降も面として捉えられる場所はなく、中世以前の遺構と同じ面で検出されているため、面的な時期区分はできないが、出土遺物や埋没土などにより個々の遺構の時期細分は可能である。遺構としては、掘立柱建物、溝、土坑墓、土坑、ピット等が検出されている。溝の詳細な時期は不明であるが、近世～近代のものと、昭和40年代の圃場整備以前のものがある。近世～近代のものは中世同様ほぼ東西南北を向くものが多く、水田の水路と考えられるものが多いため、この時期も調査区の多くは水田であったと考えられる。昭和40年代圃場整備以前の溝はいずれも水田の用水路で、都市計画図にも記載されている。

村中遺跡西部（C区北西部）には、方形に巡る30号溝があり、内側から掘立柱建物が検出されているため、屋敷と考えられる。ここには他にも、方形に配置するピット群や土坑墓、大規模な溝状の遺構（40号溝）が検出されている。また調査区南西部に存在する21号溝も方形に巡ると考えられ、建物は検出されていないが、井戸が1基検出されており、隣接する横手湯田遺跡の屋敷の堀につながっているため、屋敷の一部と考えられる。

土坑墓は、西田遺跡中南部（E区中部）に集中してつくられており、墓地を形成している。20m×20m程度の方形区画の中に70基と多数存在し、重複も激しいため、比較的長期間墓地となっていたと思われ、出土遺物から、17世紀中葉以降19世紀代まで作られていたと考えられる。（第3節参照）この場所は、昭和40年代の圃場整備以前にも墓地であったため、現代まで墓地としての意識が続いていた可能性が高い。ただ、重複が激しいということは前代の土坑墓を壊して作っているということで、個々の墓の意識はそれほど長期間続くものではなかったと考えられる。

近世遺物の遺構外出土状況を見ると、出土量が最も多いのは屋敷が存在する村中遺跡西部であるが、他に西田遺跡北西部（A区北部）、北東部（B区北部～C区西部）中央部（E区北部）から少量出土している。いずれも遺構が集中する地点ではないが、陶磁器・土器等の生活用具が出土しているため、何らかの居住の痕跡を示していると考えられる。

以上のことから、近世～近代にかけての土地利用は、村中遺跡西部で西側の横手湯田遺跡に続く屋敷となっており、他の大部分は水田となっているが、一部に継続的とは考えられないものの、何らかの居住活動を示す施設の存在が想定できる。また、西田遺跡中央部は17世紀後半頃から継続して墓地として使われていたと考えられる。西田・村中遺跡周辺は、近代以降も引き続きほとんどが水田として利用されており、昭和40年代の圃場整備以前は前述の墓地以外は水田であり、圃場整備後はさらに広範囲に水田となっている。

第2節 As-B下水田について

ここでは西田・村中遺跡において、最も残存状況が良好でほぼ全面から検出されている、As-B下水田について考えてみたいと思う。⁽¹⁾As-B下水田は、周辺の各遺跡（前橋朝倉線西田遺跡、西田II・III・IV遺跡、横手湯田遺跡、鶴光路榎橋遺跡、下阿内壱町畑遺跡）からも検出されており、広範囲に存在していたことが確認されている。この時期の水田は、いわゆる「条里制」の地割を残していると考えられるため、その点も含めて水田の様相と開発の時期等について考察したい。なお「条里制」の用語については、過去において地割形態・土地表示のための呼称・班田収授法との関係などから多岐にわたる内容で使用されてきたが、ここではそれについて詳しく検討する余裕がないため、制度としての条里制には触れず、地割の実態把握にのみ焦点を当てることとする。そして内部形態も含めた1町（約109m）四方の方形の地割形態を「条里地割」とし、多くの内容を含む「条里制」と区別して使用したいと思う。ただし、内部形態の「長地型」「半折型」の名称については、1町方格とともに条里制の基本要素でもあり、特徴的な形態であるのでそのまま使用した。

As-B下面は、前述のように西田遺跡南端部の微高地の一部を除いて、ほぼ全面から水田が検出された。西田遺跡調査区西部から、南北方向に走る比較的大規模な溝（11・12号溝）が検出されており、また中央に小規模な溝をもつ畦畔が、南北方向のものが西田遺跡調査区東部に1条（140A号溝）、東西方向のものが西田遺跡調査区南部に1条（241号溝）検出されている。南北方向のものは、11・12号溝の東約220mのところに位置している。11・12号溝は調査区の西部を直線的に縦断しており、溝の東際には畦畔も確認されているため、大畦畔と考えられる。同様に中央に溝をもつ畦畔も大畦畔であろう。2本の南北大畦畔間は、距離が約220mと1町の2倍となっている。条里地割では1町四方の方形となるため、間に大畦畔が1条あると考えられるが、後世の削平のため、南北に縦断する畦畔ははっきりと確認されていない。しかし南部で一部確認されており、はっきり確認できない部分も、東西畦畔のずれなどの痕跡が残っているため、当時は存在していたと考えられる。また、11・12号溝の東側では、村中遺跡東部で南北に走る大規模な畦畔が確認されており、距離も約110mであるため大畦畔と考えられる。東西方向も、南部の大畦畔以外は、はっきりと大畦畔が確認できないが、大畦畔の北側110m強のところにはほぼ東西に走る畦畔が一部確認され、さらに北側110mのところにも、西部は近現代の道路にこわされているが、東部には東西に走る畦畔が検出されているため（東側の南北大畦畔の東側は中央に溝のある畦畔となっている）、北側に2本大畦畔が存在したと考えられる。すなわち、調査区内には南北の大畦畔が4本、東西が3本、計7本の大畦畔が確認できることになる。そして、この大畦畔により調査区内の水田は11の大区画に分割される。

大畦畔による大区画内は、小畦畔によりさらに小さな区画に分けられている。小区画は、基本的には東西南北の畦畔に区画された長方形をなしていると考えられるが、畦畔が斜めのものや曲線のものも多い。西田遺跡A区の11・12号溝の東側では、溝の東約20mに並行する南北の畦畔があり、東西の畦畔は南の大畦畔推定ラインから6mのものが、南北畦畔でずれることなく東西に通っているため、この形を見ると条里制の半折型に合致している。しかし、他の南北の畦畔は、東西畦畔のところではずれていたり、曲線であったりして、大区画全体では整った半折型になっているわけではない。同様に、他の大区画内も、東西南北に直線的に通る畦畔は少なく、幅も不揃いで曲線になっているものも多いが、全体的に条里制の半折型がくずれた形態をしているといえる。ただ、D区画は東西南北両方向ともずれることなく区画を通る畦畔は少なく、半折型の形態をなしていない。また、部分的に長地型の形態をなしている区画もある（西田遺跡E区など）。

以上のことから西田・村中遺跡のAs-B水田の特徴をまとめると、

- 大畦畔と小畦畔による大区画水田である。
- 大畦畔はほぼ東西南北を向く。
- 大畦畔による区画（大区画）は1辺が110m程度の方形になる。
- 大区画の内部は小畦畔によって区画されているが、東西あるいは南北を5分割した長方形一条里制の半折型（一部長地型もある）になるものもある。しかし、幅も不揃いで形態も崩れているものが多く、部分的なものもある。
- 小畦畔による各水田は、5～10m×10～20m程度の長方形または正方形のものが多いが、畦畔が斜めに走るものや、曲線になるものもある。
- As-B下水田と同時期の住居は検出されていない。

以上のことから、As-B下水田は条里地割にのった水田であり、またこの特徴は他の遺跡のAs-B下水田にもいえるため、この時期にはこの地域のほぼ全域で条里地割による水田が耕作されていたといえる。

次に水田開発の時期について見てみたい。西田遺跡B区のAs-B下水田の耕作土下面から、平安時代の竪穴住居が検出されている。水田耕作により削平されているため、遺構・遺物の残りは悪いが、回転糸切り無調整の須恵器坏やコの字状口縁の土師器甕等から、9世紀後半代と考えられるため、西田遺跡においては9世紀後半以降にAs-B下水田がつくられたといえる。また、竪穴住居のある9世紀後半代の土地利用は、前述のように古墳時代後期と大きく変わることはなく、小区画水田で条里地割のっていない古墳時代以来の水田区画を受け継ぐものであったと推定される。すなわち、西田・村中遺跡においては、条里地割は9世紀後半以降に使われるようになったとすることができる。さらに、竪穴住居が廃絶しAs-B下水田になるまでの間に条里水田に伴う大規模な水路（119・121号溝）が2度洪水により埋没しているため、9世紀後半代に比較的近い時期に水田開発が行われたと想定される。また、他の前橋台地南部の遺跡においても、ほぼ9世紀以降に条里地割の水田が開田されたと考えられる。

さて、西田・村中遺跡におけるAs-B下水田の特徴と水田開発の時期を考え合わせると以下ことが言えると思われる。

- 9世紀前半以前は、条里地割は採用されておらず、水田の状況の詳細は不明であるが、1枚の区画は比較的小さく、不正形な水田であった。9世紀後半代の竪穴住居が水田と隣接して建てられているため、水田に近い場所に居住地があったといえよう。9世紀以降As-B降下以前のある段階で、条里地割をともなった、今までの居住域も水田化するような、大規模な水田開発が行われた。これによりこの遺跡周辺はほとんどが水田となった。具他の年代を示す資料がないため、9～11世紀初頭と年代幅が大きくなっているが、竪穴住居廃絶後As-B下水田がつくられるまでに、条里水田に伴う水路が2度埋没しているため、9世紀後半代に比較的近い時期に水田開発が行われたことが想定できる。

- 条里地割による水田は、1町四方の大区画が整然と続くもので、大区画内の小畦畔による区画も前代の水田区画よりも大きく、長方形に近い。

- As-B下水田と同時期の住居は検出されておらず、居住地は不明である。この時期は周辺遺跡でも住居が少なく、集落の様相は判明していないため一概には言えないが、水田からは出土遺物も少なく、居住の痕跡は認められないため、居住地は水田とかなり離れた場所にあったと考えて良いであろう。

では西田・村中遺跡周辺の9世紀代の水田開発は、何を契機にして行われたのであろうか。

条里制については、以前は、班田収授の法に伴って成立したとされていたこともある。しかし、条里呼称法が最初に資料に見られるのは天平15(743)年で、班田の実施が遅くとも持統天皇6(692)年であるので、近

年では条里呼称法と班田制は全く別の起源を有するシステムであると考えられてきている。また、条里制という用語とは別に、条里地割と条里呼称法とからなる土地管理システムを「条里プラン」と呼び、条里プランは、班田収授とは関係なく、私有地の増加にともなって導入されたという説もある。⁽²⁾

西田・村中遺跡周辺の条里地割も9世紀以降に成立したものがほとんどであるため、班田収授にともなって成立したものではない。そうすると、前記の説に従うならば、その導入を、9世紀以降の土地の私有化にともなう開発によるものとするとも考えられる。しかし、上野国で荘園が発達するのは12世紀になってからであり、9～11世紀に大寺社や権門による大土地所有は知られていないため、この地域の条里地割の成立を土地の私有化と直接結びつけることはできない。ただ、10世紀後半から11世紀には律令の原則による収奪が破綻していたと考えられ、11世紀半ば過ぎには律令的土地制度あるいは収奪体系の変質・解体は決定的となり、公権力に依拠した形での大土地所有・収奪は不可能となってくる、とされている。⁽³⁾ とすると、大寺社や権門による大土地所有以前でも、律令的土地制度の解体過程で、すでに在地勢力による開発が進んでいたと考えることもできる。

また前述のような大規模な開発が可能となった背景を考えると、一つには多量の労働力を使うことができた勢力が成長してきたことが考えられるが、もう一つには、犁とマグワによる牛馬耕の普及が影響しているのではないだろうか。牛馬耕については古墳時代に検出される極小区画水田から大区画水田への転換、さらには条里制につながる方格地割の採用は、牛馬耕の効率的運用のために行ったとする説もある⁽⁴⁾。具体的な根拠には乏しいが、大区画水田への移行、まれに見る大規模開発であることを考えると、牛馬の導入による耕作が行われた可能性は充分あると考えられる。また、前述したように、As-B下水田遺跡において、居住地が水田とかなり離れていたと考えるならば、耕作のために遠距離を通わなければならない、より効率的な方法（牛馬耕による短期間で広範囲の耕作）を使ったことが想定できる。

注

- (1) この件については、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『研究紀要』18において論考しており、ここでは、その論にそって考察している。
新井 仁 2000 「群馬県における平安時代の水田開発について—前橋台地南部を中心とした試論—」『研究紀要』18 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- (2) 条里プランが完成した背景は、大宝律令下では土地公有の原則であったが、三世一身法や墾田永年私財法により私有地が増大すると、私領と公領の正確な記録・峻別が不可欠となり、そのための事務量の増大も著しいものだったと考えられるため、行政上の必要により導入されたと推定される。
金田章裕 1987「古代・中世における水田景観の形成」『稲のアジア史』3 小学館
- (3) 北條秀樹 1991「上野国の封戸・荘園・御厨」『群馬県史』資料編2 原始古代2 群馬県
- (4) 牛馬耕については齊藤英敏氏が言及しており、古墳時代に検出される極小区画水田から大区画水田への転換、さらには条里制につながる方格地割の採用は、牛馬耕の効率的運用のために行ったとされている。
齊藤英敏 1999「水田区画規模と牛馬耕についての一試論—小区画水田から大区画水田へ—」『研究紀要』17 群馬県埋蔵文化財調査事業団

第3節 近世土坑墓について

西田遺跡中南部（E区中部）から近世の土坑墓が70基検出されている。20m×20m程度の方形区画の中に集中して存在しており、重複も激しい。ここでは、土坑墓の時期、棺形態、副葬品、被葬者について考察することにする。

時期

土坑墓の埋土をみると、天明3年(1783年)降下の浅間A軽石(以下As-Aとする)を含むものと含まないものがあるため、As-A降下の前後に作られていたことがわかる。また、副葬品の中で時期の古いものは、17世紀後半(1660～1680年)の有田染付や、17世紀中～後半代の瀬戸美濃の陶器があり、新しいものは19世紀代の瀬戸美濃の陶器がある。陶磁器の製作の時期と副葬した時期では当然差があるため、単純に陶磁器から時期を推定できないが、As-Aとの関係から考えて、土坑墓は、17世紀中葉以降19世紀代まで作られていたといえよう。

土坑墓には、棺が出土し土葬と考えられるもの57基、火葬墓と考えられるもの2基、埋土中に炭化物・骨片を含み火葬の痕跡のあるもの4基、不明7基がある。埋土中に炭化物・骨片を含むものは、他の土坑墓にすべて切られており、最も古い遺構と考えられる。火葬墓と考えられるものの内1基は、19世紀代と考えられる壺が出土しているため、最も新しい土坑墓の一つと考えられる。以上のことから、西田遺跡の土坑墓は、埋土中に炭化物・骨片を含み火葬の痕跡のあるもの—土葬墓—火葬墓の変遷が考えられる。土葬墓については、As-A降下以後のものが土坑墓群の北東に集中しており、また、17世紀代の遺物が出土した土坑墓が南西に多く検出されているため、南西から北東に向けて作られていた傾向がうかがわれる。

棺形態

土葬墓の棺形態については、第III章第1節で述べたように、

- 1 円筒形の桶を使ったもの a 縦置きのもの 座棺と考えられる b 横置きのもの 座棺か？
- 2 角柱形の桶を使ったもの a 平面が正方形のもの 座棺か？ b 平面が長方形のもの 寝棺か？

に分けられる。

棺形態の判明する土坑墓は不確実なものも含めて36基で、1 aが11基（不確実なものも含む 以下同じ）、1 bが13基、2 aが5基、2 bが7基となっており、円筒形の棺が角柱形の棺の2倍と圧倒的に多くなっている。各形態の時期を見ると、1 a・1 bはAs-A降下以後のものが5基であるのに対し、2 a・2 bはAs-A降下以後のものが1基しかないため、1 a・1 bが新しく2 a・2 bが古い傾向がうかがわれる。すなわち角柱形の棺から円筒形の棺へと変遷したと推定できる。

副葬品

副葬品は、陶磁器・土器、漆器、銅銭、煙管、火打金、土鈴・土人形等の土製品等である。このうち銅銭が50基と最も多く、漆器も39基から出土している。そのためこれらは、副葬品として普遍的に入れられるものであったと推定できる。陶磁器・土器等も合計すると24基から出土しており、比較的一般的に副葬されるものと考えられるが、種別・器種に細分するとそれぞれ2～3基しか出土しておらず、最も多い土師質土器皿でも7基からしか出土していないため、個体差が大きくなっている。

他には土製品が3基から、木製品が1基から、火打金が4基から、煙管が3基から出土しているが、いずれも少数であり、普遍的に入れられるものではない。被葬者との関係をもみても特に傾向は見られないが、土製品の土鈴と土人形出土土坑墓からいずれも小児人骨が出土しているため、これらの土製品は小児の副葬品

であると想定できる。

被葬者

人骨が出土した土坑は多いが、人骨の残存状況は悪く、分析できたのは歯だけであったため、被葬者のおおよその年齢、性別が判明しただけであった。被葬者の性別が判明したものでは、男性が26体、女性が19体で7体の差があるが、特に男女間で埋葬に差はなかったとすることができよう。

被葬者の年齢は、歯のみの分析のため詳細は不明であるが、55体で判明している。このうち40体は壮年期～熟年期のもので、他の15体が青年期以前のものである。このうち7体が少年期以下のものである。割合で見ると、壮年期以上が72.7%、青年期が14.6%、少年期以下が12.7%となり、青年期以下の死亡率は比較的高かったものの、多くは壮年以上であったことが確認された。

1基に2体以上の被葬者が確認された土坑墓は6基あるが、そのうち成年男女のものが1基あるが、性別不明のものが多いため、性別の傾向は不明である。3基は少年期以下の人骨が出土しているため、子供は他の遺体と同じ土坑墓に埋葬されることが多い傾向はうかがわれる。

報告書抄録

ふりがな	にしだいせき むらなかいせき
書名	西田遺跡・村中遺跡
副書名	北関東自動車道（高崎～伊勢崎）地域埋蔵文化財発掘調査報告書
巻次	第12集
シリーズ名	財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書
シリーズ番号	第293集
編著者名	新井 仁
編集機関	財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団
所在地	〒377-8555 群馬県勢多郡北橋村大字下箱田784-2 TEL 0279 (52) 2511
発行年月日	2002年3月20日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 m ²	調査原因
		市町村	遺跡番号					
	ぐんまけんまえはしし 群馬県前橋市 つるこうじまち 鶴光路町 にいぼりまち 新堀町	10201	00465	36° 19' 50"	139° 06' 10"	19970401 } 19980930	47,000	道路建設
村中遺跡	ぐんまけんまえはしし 群馬県前橋市 つるこうじまち 鶴光路町	10201	00509	36° 19' 50"	139° 06' 03"	19980401 } 19990331	8,400	道路建設

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
西田遺跡	生産 集落 墓	近世	土坑墓70基、溝、土坑	陶磁器・古銭 ・木棺・人骨	土坑墓70基が集中し墓地を形成
		中世	掘立柱建物、溝、土坑	陶磁器・板碑	
		平安末期	水田1面、溝6条	なし	全面からAs-B下水田を検出
		古墳後期～ 平安後期	竪穴住居9軒、掘立柱建物、集石遺構、溝、土坑	土師器・須恵器・灰釉陶器	
		古墳前期	溝、土坑、水田1面	古式土師器	As-C混土下水田痕跡検出
		縄文～弥生	溝、土坑	石鏃	
村中遺跡	生産 集落 墓	近世	溝、掘立柱建物、土坑墓、土坑、井戸	陶磁器	屋敷の環濠あり
		中世	掘立柱建物、溝、土坑	陶磁器	
		平安末期	水田1面	なし	全面からAs-B下水田を検出
		古墳後期～ 平安後期	溝、土坑	土師器・須恵器・灰釉陶器	
		古墳前期	溝、土坑、水田1面	古式土師器	As-C混土下水田痕跡検出
		縄文～弥生		縄文土器	縄文土器集中地点あり



(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告第293集

西 田 遺 跡
村 中 遺 跡

〈本 文 編〉

北関東自動車道(高崎～伊勢崎)地域
埋蔵文化財発掘調査報告書第12集

平成14年3月20日 印刷

平成14年3月26日 発行

編集・発行／財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

〒377-8555 勢多郡北橋村大字下箱田784番地の2

電話 (0279) 52-2511 (代表)

<http://www.gunmaibun.org/>

印刷／上 毎 印 刷 工 業 株 式 会 社